

主な協議内容等

会議名	第14回議会改革特別委員会
開催日時	平成24年4月4日（水）午前10時
場所	宮守総合支所 第2会議室
会議内容	協議事項 (1) 第2回議会改革について意見を聴く会日程について (2) 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	14名（5名）
主な協議結果等	<p>(1) 第2回議会改革について意見を聴く会日程について 原案を了とした。</p> <p>(2) 議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条（市民等との連携）第4項を総務課の法規担当の意見を参考に次のとおりとした。 「議会は、請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者から請願又は陳情の趣旨の説明を受ける機会を設けることができる。」とした。 ・第8条の見出しは、（の原則）をとり、（市長等との関係）とした。 第8条第1項を次のとおりとした。 「議会は、市長等との立場や権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努め、事務執行の監視及び評価を行うものとする。」とした。 第8条第2項は、削除した。 ・第9条（一問一答及び反問権）は、第1項は原案のままとした。 第9条第2項を次のとおりとした。 「議会審議において、本会議及び委員会に出席した市長等及び補助職員は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため、反問することができるものとする。」とした。